

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第59号

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成24年3月規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設立登記完了届出書の様式等) 第4条 [略] 2 条例第6条第2項の規定により添えなければならない登記事項証明書の写し及び財産目録の副本の部数は、それぞれ1通とする。	(設立登記完了届出書の様式等) 第4条 [略] 2 条例第6条第2項の規定により添えなければならない登記事項証明書の写し及び財産目録の副本の部数 <u>並びに同条第3項の規定により添えなければならない書類の写しの部数</u> は、それぞれ1通とする。
(定款の変更登記の完了に係る証明書についての提出書の様式等) 第8条 [略]	(定款の変更登記の完了に係る証明書についての提出書の様式等) 第8条 [略]

2 条例第11条第2項の規定により添えなければならない登記事項証明書の写しの部数は、1通とする。

(合併登記完了届出書の様式等)

第16条 [略]

2 条例第21条第2項の規定により添えなければならない登記事項証明書の写し及び財産目録の副本の部数は、それぞれ1通とする。

(提出書類の規格)

第28条 法及び条例の規定により市長に提出する書類の大きさについては、神戸市規則の様式の特例に関する規則（昭和57年2月規則第74号）第4条の規定の適用を受けないものについても、日本産業規格A列4番としなければならない。ただし、官公署が発給した文書及び市長が特に必要があると認めた書類については、この限りでない。

2 条例第11条第2項の規定により添えなければならない登記事項証明書の写しの部数及び同条第3項の規定により添えなければならない書類の写しの部数は、1通とする。

(合併登記完了届出書の様式等)

第16条 [略]

2 条例第21条第2項の規定により添えなければならない登記事項証明書の写し及び財産目録の副本の部数並びに同条第3項の規定により添えなければならない書類の写しの部数は、それぞれ1通とする。

(提出書類の規格)

第28条 法及び条例の規定により市長に提出する書類の大きさについては、神戸市規則の様式の特例に関する規則（昭和57年2月規則第74号）第4条の規定の適用を受けないものについても、日本工業規格A列4番としなければならない。ただし、官公署が発給した文書及び市長が特に必要があると認めた書類については、この限りではない。

様式第1号中

「

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

を

-----〔印〕-----」

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

に

」

改める。

様式第2号中

「
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
」
〔印〕
「
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
を
に，
」

「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

様式第5号及び様式第8号中

「
名称及び代表者の氏名
」
〔印〕
「
名称及び代表者の氏名
を
に改める。
」

様式第11号中

「
氏名
」
〔印〕
「
氏名
を
に改める。
」

様式第13号、様式第15号及び様式第16号中

「
名称及び代表者の氏名
」
〔印〕
「
名称及び代表者の氏名
を
に改める。
」

様式第18号中

「

(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)	
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	
イ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項	
ウ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 (イ) 役員等との取引	を
エ 寄附者（当該認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定（特例認定）特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	
オ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
カ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
キ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	

」

「

(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)	
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	
イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も高いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 (イ) 役員等との取引	に
ウ 寄附者（当該認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定（特例認定）特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	
エ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
オ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
カ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	

」

改める。

様式第21号及び第22号中

「
名称及び代表者の氏名
」
を
①
「
名称及び代表者の氏名
」
に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（令和3年3月条例第37号）の施行の日から施行する。ただし、第28条の改正規定は公布の日から、様式第1号の改正規定、様式第2号の改正規定（「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める部分を除く。）並びに様式第5号、様式第8号、様式第11号、様式第13号、様式第15号、様式第16号、様式第21号及び様式第22号の改正規定は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第8号、様式第11号、様式第13号、様式第15号、様式第16号、様式第18号、様式第21号及び様式第22号の改正規定の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第8号、様式第11号、様式第13号、様式第15号、様式第16号、様式第18号、様式第21号及び様式第22号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。